

第 5 章

不当労働行為事件の審査

第1節	概	況	-----	31
第2節	審査事件の概要		-----	35
第3節	行政訴訟事件の概要		-----	39
第4節	再審査事件の概要		-----	39

第5章 不当労働行為事件の審査

第1節 概 況

1 審査期間の目標、目標の達成状況及び審査の実施状況

(1) 審査期間の目標

当委員会では、審査期間の目標を、『1年（ただし、単純な団交拒否事件については、早期終結の努力をする。）』としている。

(2) 審査の実施状況

平成30年中に係属していた事件は計2件で、すべて平成31年に繰越し、継続審査となっている。

① 審査事件の内訳

29年からの繰越件数	—
新規申立件数	2件
係属件数合計	2件
終結件数	0件
31年への繰越件数	2件

② 審査事件の概要

番号	事件番号	申立年月日	申立事項	調査回数	審問回数	終 結 状 況		
						終 結 年月日	終 結 区分	申立から終結までの日数
1	30(不)1号	H30.3.27	・団交拒否	4回	—	—	—	—
2	30(不)2号	H30.6.21	・団交拒否	3回	—	—	—	—

2 不当労働行為事件処理状況（過去10年分）

第1表 申立人別取扱件数（新規受付分）

申立人	年次	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
個人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
組合		1	1	2	2	1	2	—	—	—	2
個人・組合		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		1	1	2	2	1	2	—	—	—	2

第2表 申立条項別取扱件数（新規受付分）

申立人	年次	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
労組法7条1号		—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
2号		1	1	2	1	1	2	—	—	—	2
3号		—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
4号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		1	1	4	3	1	2	—	—	—	2

（注）複数条項に該当している事件があるため、申立件数と合致しない。

※労働組合法第7条違反

- ・1号違反 不利益取扱い又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること
- ・2号違反 団体交渉拒否
- ・3号違反 支配介入又は経費援助
- ・4号違反 不当労働行為救済申立てをしたことを理由とする不利益取扱い

第3表 業種別取扱件数（新規受付分）

年次	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
申立人										
社会福祉事業	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—
地方公務（市町村機関）	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政治・経済・文化団体 その他教育、学習支援	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
電子部品製造業	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
総合工事業	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—
廃棄物収集運搬業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
冠婚葬祭業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合計	1	1	2	2	1	2	—	—	—	2

第4表 企業規模別取扱件数（新規受付分）

年次	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
企業規模別										
29人以下	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
30～49人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50～99人	—	—	1	2	1	—	—	—	—	1
100～299人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
300～499人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
500～999人	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,000人以上	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—
合計	1	1	2	2	1	2	—	—	—	2

第5表 不当労働行為事件の処理状況

年次 件数		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	合計	平均	
		係属 件数	前年から繰越	2	—	—	2	1	—	2	—	—	—	7
新規申立	1		1	2	2	1	2	—	—	—	2	11	1.1	
係属計	3		1	2	4	2	2	2	—	—	2	18	1.8	
移送	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
終結 件数	取下・ 和解	和解以外の 取下げ	1 (276)	—	—	1 (110)	1 (63)	—	—	—	—	—	3	0.3
		関与 和解	—	1 (76)	—	1 (212)	—	—	2 (327)	—	—	—	4	0.4
		自主 和解	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	1 (276)	1 (76)	—	2 (161)	1 (63)	—	2 (327)	—	—	—	7	0.7
	命令・ 決定	全 部 救 済	—	—	—	—	1 (367)	—	—	—	—	—	1	0.1
		一 部 救 済	2 (310)	—	—	1 (289)	—	—	—	—	—	—	3	0.3
		棄 却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		却 下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	2 (310)	—	—	1 (289)	1 (367)	—	—	—	—	—	4	0.4
	終結計	2 (299)	1 (76)	—	3 (204)	2 (215)	—	2 (327)	—	—	—	10	1	
翌年へ繰越		—	—	2	1	—	2	—	—	—	2	7	0.7	

(注) () 内の数字は、平均処理日数。

※和解について

- ・ 関与和解 労働委員会の働きかけにより当事者間に協定が締結されて和解する場合
- ・ 自主和解 当事者間の自主交渉のみで和解が成立する場合

第 2 節 審 査 事 件 の 概 要

1 福劳委平成30年（不）第1号事件

福島市環境サービス協業組合事件

(7条2号)

当 事 者	申 立 人			被 申 立 人			
	○福島公務公共一般労働組合			○福島市環境サービス協業組合 (業 種) 廃棄物収集運搬業			
受付年月日	平成30年 3月27日		終結年月日		係属中		
審問回数	-	調査回数	4回	処理日数	-	終結区分	-
請求する 救済の内容	<p>(1) 被申立人は、申立人との賃金および賞与等に関する団体交渉にあたっては、決算書等の資料を提出して誠実に説明しなければならない。</p> <p>(2) 被申立人は、申立人が、平成29年6月2日付で申し入れた団体交渉について、自らの主張に固執することなく、申立人の要求事項に対して、自らの見解の内容や根拠を具体的かつ明確に示して、申立人の納得を得るよう努力するなど、誠実に団体交渉を行わなければならない。</p>						
審 査 委 員	審査委員長 平石 典生 審査委員 駒田 晋一		参 与 委 員	(労) 鈴木 三男 (~H30. 6. 19) 高橋 由紀子 (~H30. 6. 19) 泉野 敦志 (H30. 6. 20~) 遠藤 和也 (H30. 6. 20~) (使) 穴澤 耕二 永山 忍			

(1) 申立ての要旨

申立人は、被申立人に対して平成26年8月13日付け要求書で、賃金引き上げ、賞与の減額禁止、不当処分の撤回などを要求し、その後、平成29年7月3日まで7回にわたる団体交渉を行ってきた。被申立人は、交渉の中で「人事権・裁量権は経営側にある」と一貫して労働組合の要求に応えようとせず、誠実な団体交渉を行っているとは言えない態度に終始した。

とりわけ平成29年3月13日に行われた第6回目の団体交渉で被申立人は申立人の要求する予算・決算のわかる資料を提出することを約束したにもかかわらず、平成29年7月3日に開かれた第7回目の団体交渉で、決算書等の開示は行わないとして、前回の交渉の約束を反故にした。また、第7回目の団体交渉で被申立人は、全く不誠実な交渉に終始した。

以上のような被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張の要旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

被申立人は、平成26年9月以降、計7回の団体交渉に応じ、申立人の要求事項に対し法的観点も踏まえつつ、被申立人の見解をその根拠とともに説明するとともに、適宜資料の開示をしてきており、誠実交渉義務違反は一切ない。

申立人は、被申立人との見解の相違や要求事項を被申立人が受け入れないこと、譲歩しないことをもって誠実交渉義務違反と主張しているにすぎない。

(3) 審査経過

平成30年 5月31日	第1回調査	主張・争点の整理等
7月26日	第2回調査	主張・争点の整理等
9月14日	第3回調査	主張・争点の整理、和解の意向確認等
11月14日	第4回調査	和解協議等

2 福労委平成30年（不）第2号事件

アルファエレナ福島・アルファクラブ事件

(7条2号)

当事者	申立人			被申立人			
	○全労連・全国一般労働組合 福島一般労働組合			○アルファエレナ福島株式会社 (業種) 冠婚葬祭業 ○アルファクラブ株式会社 (業種) 冠婚葬祭業			
受付年月日	平成30年 6月21日		終結年月日		係属中		
審問回数	—	調査回数	3回	処理日数	—	終結区分	—
請求する 救済の内容	<p>(1) 被申立人会社らは、平成30年3月13日の団体交渉において、双方で開催に合意した団体交渉に速やかに応じなければならない。</p> <p>(2) 被申立人会社らは、申立人との団体交渉にあたっては、裁判を理由に団体交渉の交渉議題に対する回答を拒否してはならず、誠実に団体交渉を行わなければならない。</p>						
審査委員	審査委員長 榎 裕 康 審査委員 吉高神 明		参与委員		(労) 坂路 芳知 八卷 由美 (使) 星 逸 朗 石山 純恵		

(1) 申立ての要旨

被申立人らは平成30年4月11日に申立人から申し入れのあった団体交渉について、申入事項が裁判で係争中であることを理由に拒否した。また、団体交渉に誠実に対応しなかった。

以上のような被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張の要旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

アルファクラブ株式会社は、労働組合法第7条に定める「使用者」に該当せず、当事者適格はない。

被申立人は、申立人からの団体交渉の申し入れに全く応じていなかったわけではなく、平成27年10月以降、5回の団体交渉を行ってきた。また、申立人が求める交渉議題について、裁判で係争中である民事訴訟において審理の対象となっていることから、もはや「交渉」という段階にはなく、民事訴訟において、公正中立な裁判官の判断によって解決することが望ましい。

団体交渉の申し入れを拒否したことについては、申立人は団体交渉を開催しないという被申立人からの回答を全く受け付けられない状況であったため、やむを得ず、次回の団体交渉開催について肯定する回答をしたものであるため、団体交渉を拒否する正当な理由がある。

(3) 審査経過

平成30年	8月29日	第1回調査	主張・争点の整理等
	10月17日	第2回調査	主張・争点の整理等
	12月4日	第3回調査	主張・争点の整理等

第3節 行政訴訟事件の概要

1 係属事件の状況

平成30年に当委員会の命令に係る行政訴訟事件はない。

第4節 再審査事件の概要

1 再審査事件

平成30年に中央労働委員会に係属していた当委員会の命令に係る再審査事件はない。

2 再審査事件に係る行政訴訟

平成30年に当委員会の命令に係る中央労働委員会の再審査命令に対する行政訴訟はない。